

徳島県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。